

介護予防・日常生活支援総合事業に 係る事業者説明会

平成29年1月27日（金）

野洲市健康福祉部 高齢福祉課

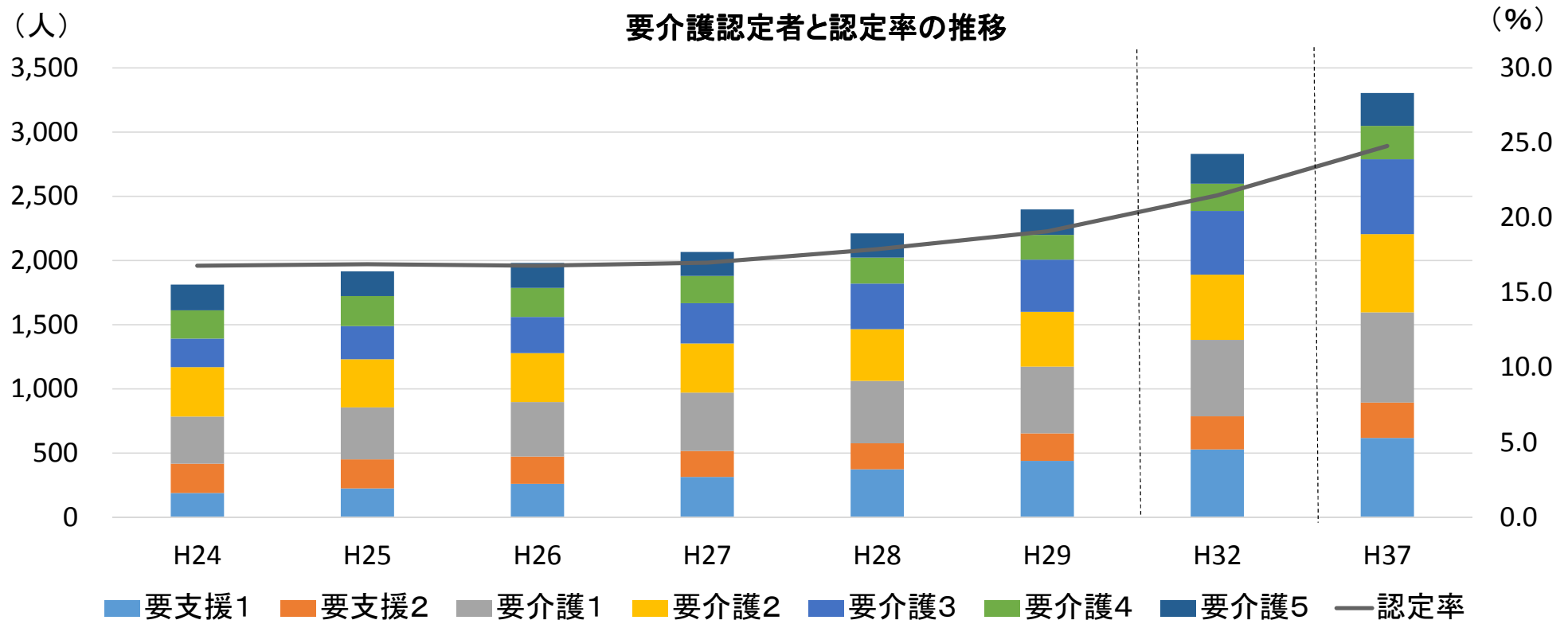
本日の内容

- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業の概要
- ▶ 野洲市における総合事業のサービスの類型、基準、単価
- ▶ 報酬の請求、利用者との契約等
- ▶ 指定等の手続きについて
- ▶ 介護予防ケアマネジメントについて

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の 概要

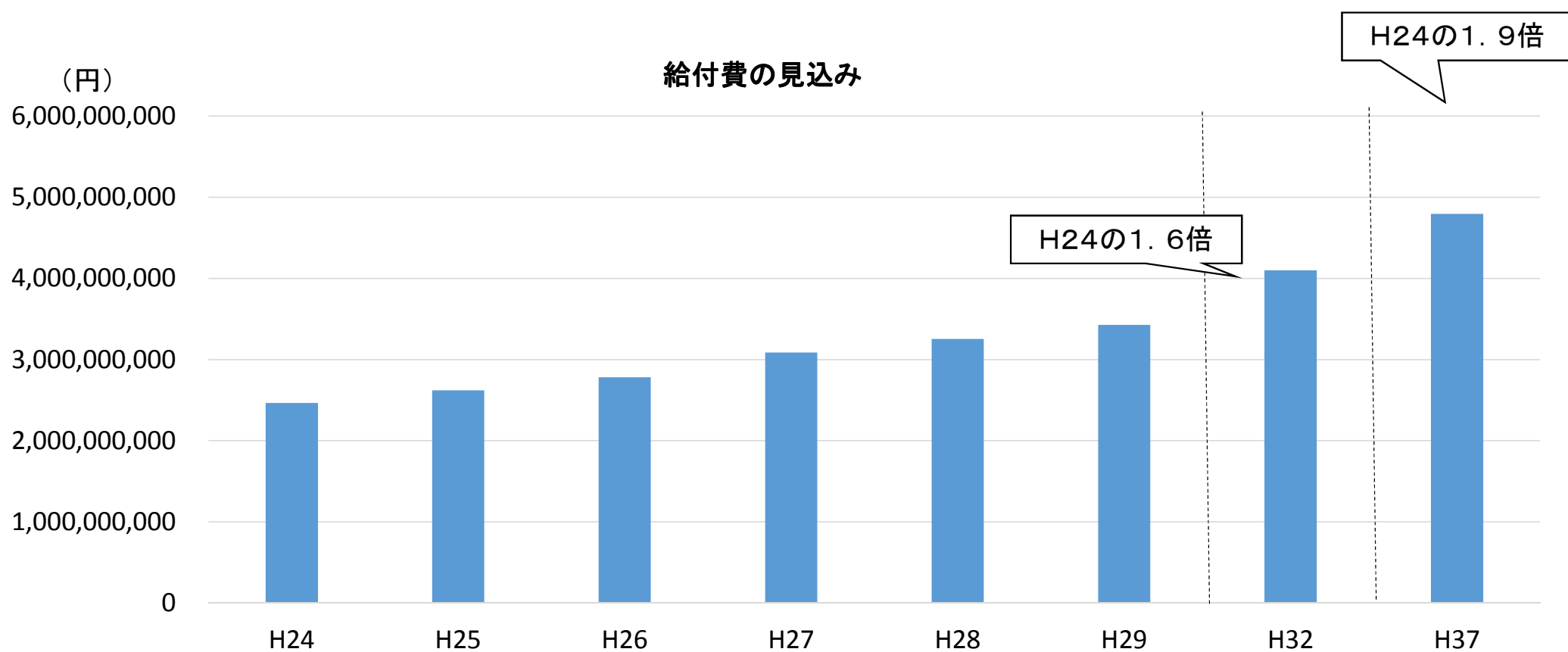
介護予防・日常生活支援総合事業実施の背景

①超高齢社会の到来

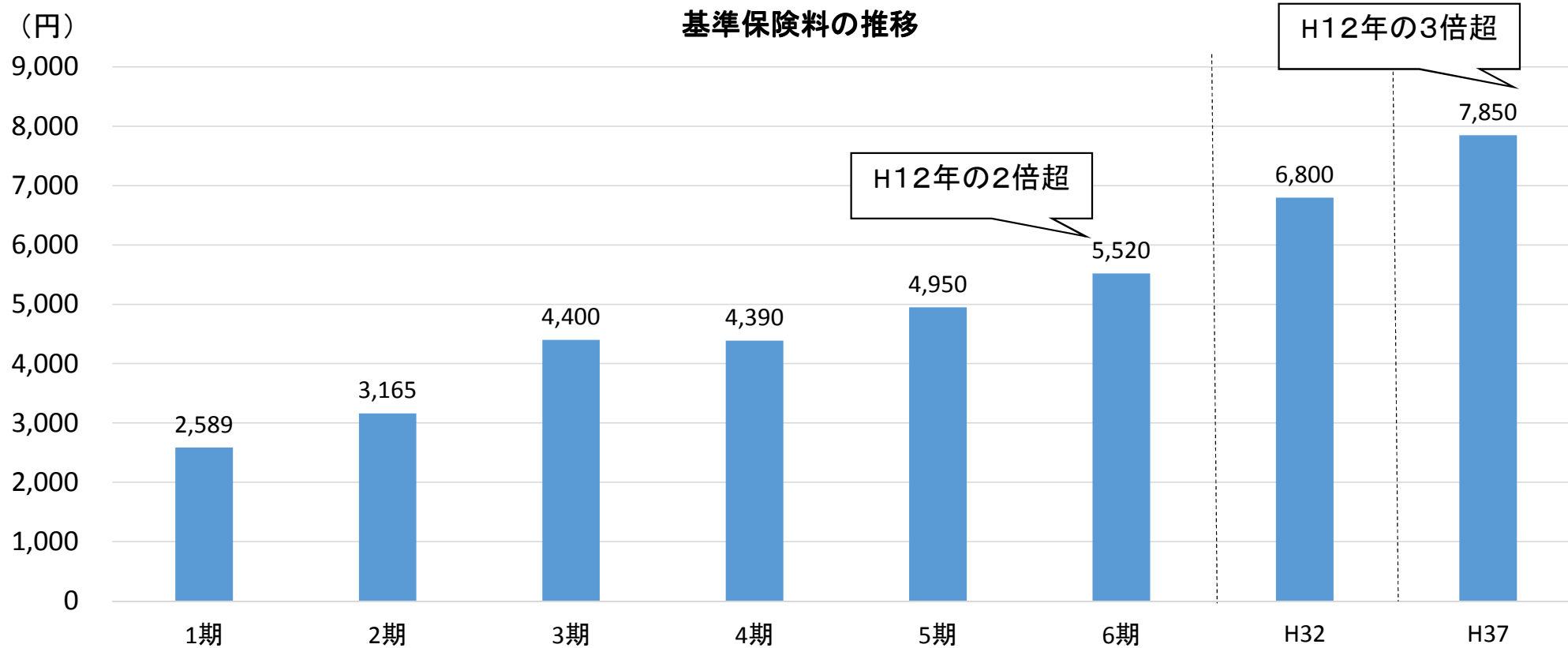


野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【平成27～29年度】より

②介護給付費の増大



基準保険料の推移



③独居高齢者や高齢者世帯の増加

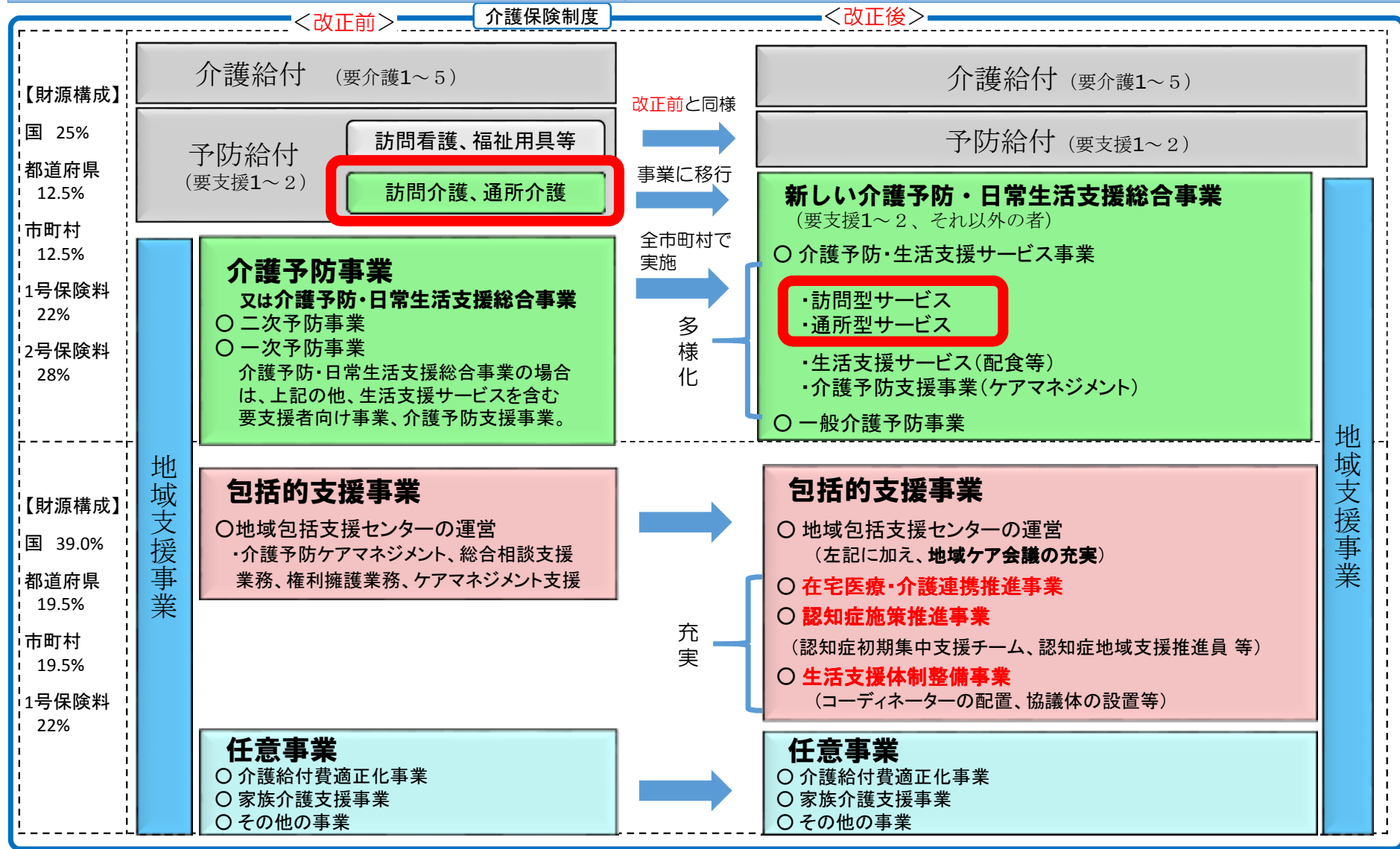
④生活支援サービスへのニーズが多様化



- ・持続可能な制度設計の必要性
- ・介護サービスの担い手不足への対応
- ・多様化する生活支援サービスのニーズに対応する必要性
- ・効果的な介護予防の推進

- ▪ ▪ 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、バランスのとれたアプローチ

地域支援事業の全体像



※厚生労働省資料を一部改変

H29年4月以降、こうなります

- ・要支援者に対するサービスのうち、訪問介護と通所介護が総合事業に移行します。
- ・総合事業では、これまでの全国一律の基準や単価から、それぞれの市町村ごとの基準や単価となります。
- ・事業所の指定はそれぞれの市町村が行うこととなります。

総合事業の対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

○要支援認定者

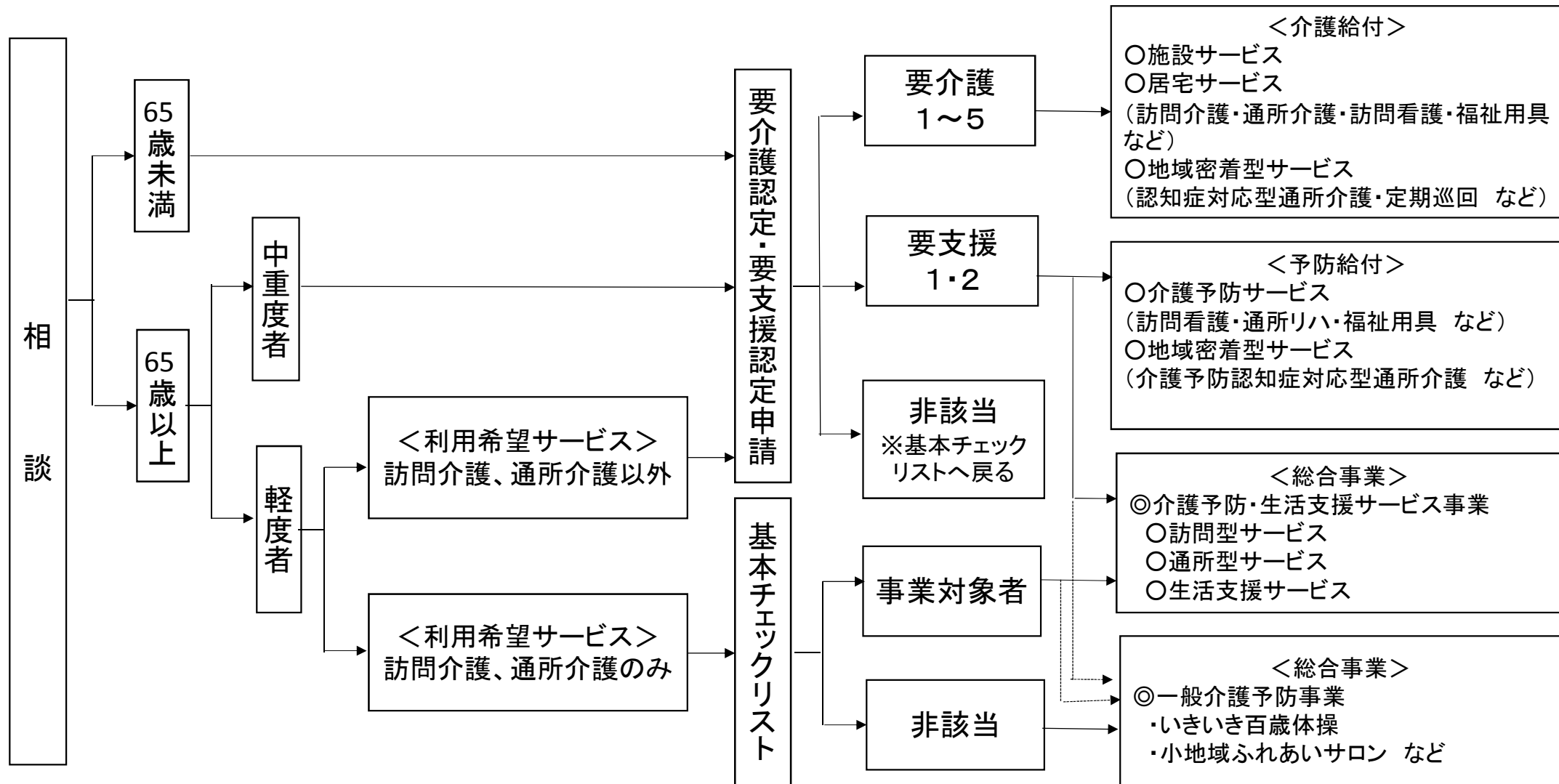
○基本チェックリストにより事業対象者と判定された65歳以上の入

※すでに要支援認定を受けている人は、要支援認定の有効期間が切れる時点で随時総合事業に移行します。平成30年3月31日までは予防給付が混在することとなりますのでご注意ください。

(2) 一般介護予防事業

○65歳以上の入

総合事業のサービス利用の流れ



＜留意事項＞

- ・65歳未満の人は要支援認定申請が必要です。
- ・住宅改修や福祉用具の購入も要支援認定申請が必要です。
- ・事業対象者の支給限度額は要支援1を上限とします。要支援2の支給限度額が必要な場合は、要支援認定の申請が必要です。
- ・事業対象者は有効期間を設けないこととします。

2. 野洲市における総合事業のサービスの 類型、基準、単価

訪問型サービスの類型

	I 訪問型サービス(現行相当)	II 訪問型サービスA(緩和した基準)	III 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
実施方法	事業者指定	事業者指定	直接実施
対象者	・「認知症」「精神疾患」「難病」「がん」など、症状が安定し難い症状の人 ・身体介護が必要な人	現行相当サービス対象者以外の人	自立した日常生活を目指して生活機能改善に向けた相談・指導が必要な人
介護報酬	・介護予防訪問介護と同様 ・国保連経由で審査・支払	・市で設定した単価 ・国保連経由で審査・支払	—
利用者負担	1割または2割	1割または2割	なし
限度額管理	・限度額管理の対象。国保連で管理 ・事業対象者は要支援1の限度額とする	・限度額管理の対象。国保連で管理 ・事業対象者は要支援1の限度額とする	・限度額管理の対象外

訪問型サービスの基準

	I 訪問型サービス(現行相当)	II 訪問型サービスA(緩和した基準)
人員基準	■管理者:常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ■訪問介護員等:常勤換算2.5人以上 (資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ■サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可) (資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者)	■管理者:専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ■従事者:1人以上必要数 (資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市が指定する研修の修了者) ■訪問事業責任者:従事者のうち必要数 (資格要件:従事者に同じ)
設備基準	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備・備品	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備・備品
運営基準	■訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等	■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等

訪問型サービスの単価等

	I 訪問型サービス(現行相当)	II 訪問型サービスA(緩和した基準)
算定単位	月額包括単価 ※ただし、月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、日割	月額包括単価 ※ただし、月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、日割
サービスコード	A1(みなし指定事業者) A2(みなし指定事業者以外)	A2
単価 ※別紙サービスコード参照	○現行の介護予防訪問介護と同様 ○1単位 A1:事業所所在地の地域単価 A2:10.21円(野洲市の地域単価) ■訪問Ⅰ(週1回程度) 1,168単位 ■訪問Ⅱ(週2回程度) 2,335単位 ■訪問Ⅲ(週2回を超える) 3,704単位	○有資格者と無資格者との人件費を勘案し、単価を設定。現行相当の81.7%。 ○1単位 10.21円(野洲市の地域単価) ■訪問Ⅰ(週1回程度) 954単位 ■訪問Ⅱ(週2回程度) 1,908単位 ■訪問Ⅲ(週2回を超える) 3,026単位
加算等	○現行の介護予防訪問介護と同様 ■初回加算 ■生活機能向上連携加算 ■介護職員処遇改善加算	■初回加算
対象	■訪問Ⅰ:事業対象者、要支援1・2 ■訪問Ⅱ:事業対象者、要支援1・2 ■訪問Ⅲ:事業対象者、要支援2	■訪問Ⅰ:事業対象者、要支援1・2 ■訪問Ⅱ:事業対象者、要支援1・2 ■訪問Ⅲ:事業対象者、要支援2

※訪問型サービスAの従事者要件に規定する「市が指定する研修」については、平成29年度に実施予定です。詳細が決まりましたら、事業者にご案内させていただきます。

通所型サービスの類型

	I 通所型サービス(現行相当)	II 通所型サービスA(緩和した基準)	III 通所型サービスC(短期集中予防サービス)
実施方法	事業者指定	事業者指定	委託
対象者	・「認知症」「精神疾患」「難病」「がん」など、症状が安定し難い症状の人 ・身体介護が必要な人	現行相当サービス対象者以外の人	①または②でプログラムに参加意欲のある人 ①運動機能向上プログラムに取り組むことで、ADL/IADLが改善し自らが目指す自立した生活や社会参加が期待できる人 ②能力評価や活動の動機付けが必要な人など
介護報酬	・介護予防通所介護と同様 ・国保連経由で審査・支払	・市で設定した単価 ・国保連経由で審査・支払	
利用者負担	1割または2割	1割または2割	定額
限度額管理	・限度額管理の対象。国保連で管理 ・事業対象者は要支援1の限度額とする	・限度額管理の対象。国保連で管理 ・事業対象者は要支援1の限度額とする	・限度額管理の対象外。

通所型サービスの基準

	I 通所型サービス(現行相当)	II 通所型サービスA(緩和した基準)
人員基準	■管理者:常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ■生活相談員:専従1以上 ■看護職員:専従1以上 ■介護職員: 利用者15人まで 専従1以上 利用者15人以上 利用者1人に専従0.2以上 ■機能訓練指導員:1以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)	■管理者:専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ■従事者: 利用者15人まで 専従1以上 利用者15人以上 必要数
設備基準	■食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ■静養室・相談室・事務室 ■消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■必要なその他の設備・備品	■サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ■消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■必要なその他の設備・備品
運営基準	■清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等	■清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等

通所型サービスの単価等

	I 通所型サービス(現行相当)	II 通所型サービスA(緩和した基準)
算定単位	月額包括単価 ※ただし、月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、日割	月額包括単価 ※ただし、月の途中でサービス提供開始又は終了した場合は、日割
サービスコード	A5(みなし指定事業者) A6(みなし指定事業者以外)	A6
単価 ※別紙サービスコード参照	○現行の介護予防通所介護と同様 ○1単位 A5:事業所所在地の地域単価 A6:10.14円(野洲市の地域単価) ■週1回程度 1,647単位 ■週2回程度 3,377単位	○ 有資格者と無資格者との人件費、設備基準の緩和を勘案し、単価を設定。現行相当の82.7%。 ○1単位 10.14円(野洲市の地域単価) ■週1回程度 1,362単位 ■週2回程度 2,793単位
加算等	○現行の介護予防通所介護と同様 生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上連携加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算	—
対象	■週1回程度:事業対象者、要支援1 ■週2回程度:事業対象者、要支援2	■週1回程度:事業対象者、要支援1 ■週2回程度:事業対象者、要支援2

総合事業と通所介護を同じ事業所で実施する場合の取り扱い

	通所介護	介護予防 通所介護	通所型サービス	通所型サービスA
同一場所での同時提供	これらのサービス間では可能			
食堂及び機能訓練室の 必要面積	これらのサービスの同時最大定員 × 3㎡			
提供にあたる職員の区分	これらのサービス間では区分しない			他と区分する
利用定員	これらのサービス間では区分しない			他と区分する
人員基準	これらのサービス間では区分しない			他と区分する

訪問型サービス・通所型サービス共通事項

○同一事業所において、訪問型サービス・介護予防訪問介護・訪問介護、又は通所型サービス・介護予防通所介護・地域密着型通所介護又は通所介護を一体的にサービス提供する場合、現行と同様に、要支援者等（事業対象者含む）と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります。

○総合事業も生活保護における介護扶助の対象です。（生活保護法第15条の2）

3. 報酬の請求・利用者との契約等



総合事業を開始するための手続きについて

1. 現行相当サービス（訪問型サービス、通所型サービス）

①みなし指定を受けている事業所

（平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所）

指定申請は不要です。

➡ サービスコード：A1（訪問型サービス）、A5（通所型サービス）

②みなし指定を受けていない事業所

（上記以外の事業所）

指定申請が必要です。

➡ サービスコード：A2（訪問型サービス）、A6（通所型サービス）

総合事業を開始するための手続きについて

2. 緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA、通所型サービスA）

→ 実施を希望する全ての事業所において指定申請が必要です。
サービスコード：A2（訪問型サービスA）、A6（通所型サービスA）

報酬の請求について

○平成29年4月1日認定更新の方から順次総合事業へ移行するため、平成30年3月31日までは予防給付と総合事業によるサービスが混在します。サービスコードをよくご確認ください。

○総合事業については市町により使用するサービスコードが異なりますので、ご注意ください。(みなし指定以外はそれぞれの市町に指定申請が必要です)

○総合事業においても、負担割合証で負担割合を確認して請求ください。

○総合事業においても、保険料を滞納している方に対する給付制限を行います。給付制限の対象者については被保険者証に記載がありますので、ご確認ください。

○総合事業も支給限度額の対象となります。予防給付を受ける場合は一体的に給付管理されますのでご注意ください。

対象者	区分支給限度額
要支援1、事業対象者	5,003単位
要支援2	10,473単位

(参考)介護保険被保険者証

事業対象者確認欄

給付制限記載欄

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		事業対象者 平成〇〇年〇月〇日		給付制限	
番号		認定年月日		内容	期間
住所		認定の有効期間			開始年月日 終了年月日
氏名		区分支給限度基準額			開始年月日 終了年月日
生年月日		認定サービス			開始年月日 終了年月日
交付年月日		サービス単位の単位			
保険者番号並びに保険者の名称及び印		サービスの種類		居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称	届出年月日
2 5 2 1 0 6		認定審査会の審査及びサービスの種類の指定			届出年月日
滋賀県野洲市小幡原2100番地1				介護保険施設等	種類
野洲市					名称
電話番号 (077) 587-1121					種類
					名称

定款、利用者との契約・重要事項説明書等について

◎総合事業への移行に伴い、一部文言の変更が必要となる場合があります。

○サービスの種類

現在	変更後
介護予防訪問介護	第1号訪問事業
介護予防通所介護	第1号通所事業

※平成30年3月31日までは「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」も併存するため、定款等の変更はご注意ください。

※定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。

○利用料

利用するサービスにより、料金等の変更

4. 指定等の手続きについて



指定の有効期間について

○指定の有効期間は6年間です。

※ただし、みなし指定は平成30年3月31日までです。みなし指定の事業所が平成30年4月1日以降に総合事業の現行相当サービス（訪問型サービス、通所型サービス）を実施する場合には、実施するそれぞれの市町に対して指定の更新申請が必要です。

○事業所によっては、総合事業の現行相当サービス、総合事業の緩和した基準によるサービス、介護サービスの3種類の有効期限が存在することとなりますのでご注意ください。

各種届出について

①指定申請

- ・事業者指定申請書(様式第1号)
- ・付表△ー1、△ー2(申請する事業に応じたもの。)ex. 訪問型サービスの場合付表1ー1、付表1ー2
- ・付表△ー2に挙げた添付書類

②更新申請

- ・事業者指定更新申請書(様式第4号)
- ・付表△ー1、△ー2(申請する事業に応じたもの。)ex. 訪問型サービスの場合付表1ー1、付表1ー2
- ・付表△ー2に挙げた添付書類

※指定の更新申請は、指定有効期間満了の日の1月前までに届け出てください。

各種届出について

③変更の届出

- ・変更届出書(様式第7号)
- ・変更内容が分かる書類

※変更があった日から10日以内に届け出てください。

④廃止・休止の届出

- ・廃止・休止届出書(様式第8号)

※廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

⑤再開の届出

- ・再開届出書(様式第9号)
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類

※再開しようとする日の10日前までに届け出てください。

⑥辞退の届出

- ・辞退届出書(様式第10号)

※辞退しようとする日の1月前までに届け出てください。

各種届出について

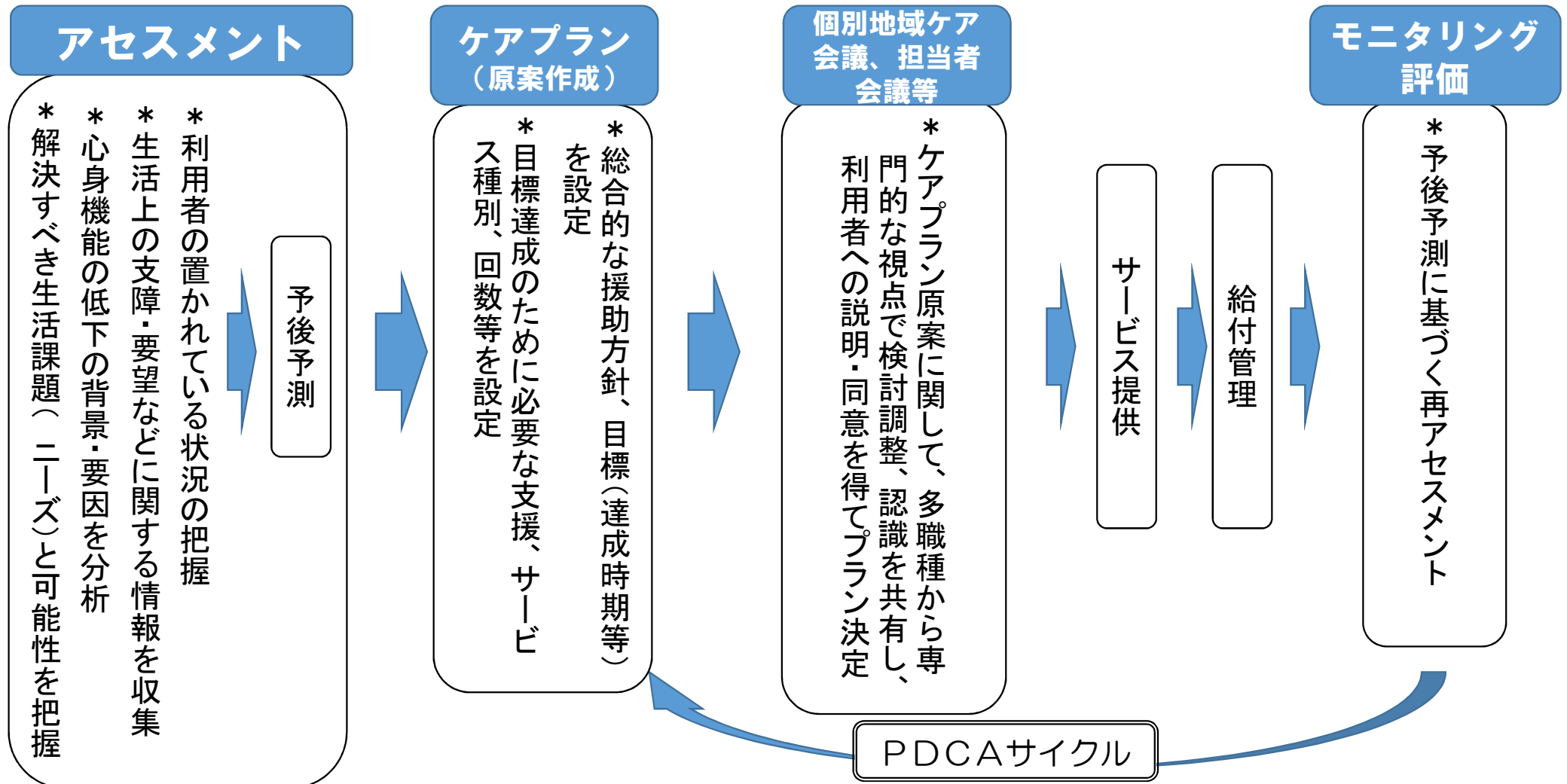
○各種届出書については、本日配布した様式をご参照ください。後日野洲市ホームページからもダウンロードできるよう掲載予定です。

○様式の指定のないものについては、任意の様式で構いません。

○各種加算の届出につきましては、現在の様式をそのままご利用ください。

5. 介護予防ケアマネジメントについて

自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの流れ



（平成28年度地域包括推進事業 介護予防ケアマネジメント実務者研修資料から抜粋）